

第5章 登録および移籍

第1節 総則

第100条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手の本協会への登録および他チームへの移籍に関する事項について定める。

第2節 登録

第101条〔選手登録の義務〕

- ① 加盟チームは、第104条〔選手登録の手続き〕の定めるところにより、所属選手の本協会への選手登録を行わなければならない。ただし、各加盟チームの登録責任者は、選手から承諾を得た上で選手登録を行うものとする。
- ② 加盟チームは、未登録の選手を公式試合に出場させてはならず、また選手は、公式試合の出場に際し、登録選手に対して本協会が発行する選手登録証を携帯しなければならない。

第102条〔重複登録の禁止〕

- ① 選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。
- ② 前項の規定にかかわらず、一般(Ⅱ種)のチームの選手については、複数チームに重複して登録することができるものとする。

第103条〔登録区分〕

本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 登録A区分: 契約選手(第97条〔選手契約〕に定めるところにより、所属チームと契約を締結した選手)
- (2) 登録B区分: 契約選手以外

第104条〔選手登録の手続き〕

- ① 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、登録料の納付を含めた本協会への所属選手の登録手続きを完了しなければならない。
- ② 選手登録は、会員登録管理システム上の当該選手の登録手続きが完了した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第105条〔登録料〕

- ① 加盟チームは、次のいずれか該当する種別に定める所属選手数に応じた選手登録料を、毎年度本協会および所在地の都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。なお、U18、一般(Ⅰ種)、一般(Ⅱ種)の加盟チームにおいては、選手個人に納付させることができる。

都道府県バスケットボール協会の選手登録料は、各都道府県バスケットボール協会が、本規定額を上限として、独自の金額を設定することができるものとする。

種別	基本選手登録料 (年間、選手1名あたり)	都道府県バスケットボール協会選手登録料 (年間、選手1名あたり)
一般(Ⅰ種)	2,000円	2,000円
一般(Ⅱ種)	0円	2,000円
U18	1,000円	1,000円
U15	1,000円	1,000円
U12	800円。ただし9歳未満は免除	800円
障がい者	別途日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体が定め、本協会が承認した金額	

- ② 前項に定める年齢は、当該年度開始日(4月1日)現在の年齢とする。
- ③ 一般(Ⅱ種)を含む複数チームに登録をする場合、最も高額な登録料が適用される。ただし、都道府県が異なる場合、都道府県バスケットボール協会選手登録料の全額を納付する。

第106条〔登録の変更・取消〕

- ① 登録選手は、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。
- ② 登録選手が本協会への登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。
- ③ 登録選手が登録の変更を行う場合、その差額の登録料を納付する。ただし、都道府県が異なる場合、都道府県バスケットボール協会選手登録料の全額を納付する。

第107条〔登録有効期間〕

- ① 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間(以下「登録年度」という)とする。ただし、年度をまたぐ競技会に参加している場合は、この限りではない。
- ② 登録年度の途中で行った登録(追加、変更等一切の場合を含む)の有効期間は、当該登録を行った日の属する登録年度の最終日(3月31日)までとする。
- ③ 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅した場合は、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

第108条〔シーズン〕

- ① シーズンは、各チームが属する連盟の年度の最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。ただし、年度をまたぐ競技会は、当該競技会の開幕日が属する年度のシーズンに属するものとする。
- ② 選手は、1つのシーズン期間中に、同一の国内選手権(リーグ戦は除く)またはカップ戦において2チーム以上のため公式試合に出場してはならない。ただし、競技会において主催者が大会要項に定める場合はこの限りではない。

第109条〔登録情報の管理〕

本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報(当該選手が、過去に登録された全てのチーム名と所属期間などの情報)を管理するものとする。これらの情報は、必要に応じて、当該選手が新たに登録される加盟チームに対し発行される。

第110条〔外国籍選手の登録〕

- ① 外国籍選手は、本協会への登録に際し、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならない。
 - (1) 最後に所属していた外国のチームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書(過去にいずれの国においても競技経験のない選手の場合は、本協会が規定する宣誓書)
 - (2) 入国および滞在を証明する入国査証等の写し
- ② 外国籍選手は、日本以外の国の代表チーム以外の単独チームに選手登録されている場合、本協会に登録することができない。
- ③ 日本と在籍国間の相互免除により査証を有しない外国籍選手および観光査証により来日している外国籍選手は、本協会に登録することができない。
- ④ FIBA内規(Book3、第2章 競技者の国際移籍)に基づき、若年層(当該年度開始日(4月1日)において18歳未満)の外国籍選手が所属する加盟チームは、本協会が別に定める「若年層(18歳未満)外国籍選手の国際移籍手続きに関する運用細則」により、当該選手をFIBAおよび本協会に登録しなければならない。

第3節 移籍

第111条〔目的〕

本節の規定は、本協会の加盟チーム相互間または加盟チームと外国のチームとの間の登録選手(以下、本節においては過去本協会に登録していた者、現在登録している者および将来登録を希望する者の全てを含むものとする)の移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、登録選手の全てを拘束する。

第112条〔移籍の定義〕

- ① 移籍とは選手が現在所属しているチーム(以下「移籍元チーム」という)を脱退し、別のチーム(以下「移籍先チーム」という)に所属変更することをいう。
- ② 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業または転校によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とは見做さない。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、一般(Ⅱ種)のチームへの所属変更については、移籍とは見做さない。

第113条〔移籍の手続き〕

- ① 選手が移籍する場合、移籍元のチームは、当該選手の依頼により、移籍先のチームに対して「移籍承諾書」を発行、移籍先チームが当該選手の移籍申請を行い、本協会の承認を得なければならない。
- ② 本節の規定により、移籍元チームが所属選手の移籍を承諾すべきであるにもかかわらず、これを行わない場合は、本協会の理事会は、移籍を希望する選手の申請に基づき、移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。
- ③ 前項の規定にかかわらず、移籍しようとする選手およびその移籍先チームならびに本協会は、移籍元チームが加盟する連盟等の在籍国の本国法に反しない限りにおいては、当該連盟等の規定を尊重するものとする。

第114条〔公式試合への出場資格〕

- ① 前条に規定する手続きに基づき移籍した選手は、本協会に登録を完了した日から公式試合に出場することができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、移籍した選手の公式試合への出場資格については、当該選手の移籍先チームが加盟する連盟等の規定または競技会の大会要項により制限できる。

第115条〔規程違反〕

選手または加盟チームが本節の規定に違反した場合は、第10章およびこれに付随する諸規程の定めに従い、懲罰を科されるものとする。

第116条〔移籍に関する異議等〕

選手の移籍に関して異議または疑義のある当事者は、本協会の裁定委員会に和解あつせんの申立をすることができる。

第117条〔登録B区分の選手が登録B区分の選手として移籍する場合〕

登録B区分の選手が、登録B区分の選手として他チームへの移籍を希望する場合、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。この場合、移籍元チームは名目のいかんを問わず、当該移籍に伴う補償を請求することができない。

第118条〔登録A区分の選手が登録B区分の選手として移籍する場合〕

登録A区分の選手が、登録B区分の選手として他チームへの移籍を希望する場合、当該選手が移籍選手リストに登録された後、いずれのチームとも契約を締結していない選手である場合に限り、移籍が成立する。この場合、移籍元チームは当該移籍に伴う補償を請求することができない。

第119条〔登録B区分の選手が登録A区分の選手として移籍する場合〕

登録B区分の選手が、登録A区分の選手として他チームへの移籍を希望する場合、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。

第120条〔登録A区分の選手が登録A区分の選手として移籍する場合〕

- ① 登録A区分の選手が、登録A区分の選手として他チームへの移籍を希望する場合、当該選手が移籍選手リストに登録された後、いずれのチームとも契約を締結していない選手である場合には、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。この場合、移籍元チームは当該移籍に伴う補償を請求することができない。
- ② 前項の規定にかかわらず、登録A区分の選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが当該移籍に伴う補償につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

第121条〔外国のチームへの移籍〕

- ① 選手が外国のチームへ移籍する場合、本協会は当該国のバスケットボール協会からの請求に基づき、当該協会に対して「競技許可書(レターオブクリアランス)」を発行するものとする。
- ② 前項の競技許可書の発行は、関連のFIBA規程に基づき行われるものとする。

第122条〔外国のチームからの移籍〕

外国のチームに選手として登録されていた日本国籍の選手が本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、当該選手はその登録区分にかかわらず、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならない。

- (1) 移籍元チームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書
- (2) 住民票の写し

第123条〔外国籍選手の移籍〕

外国のチームに選手として登録されていた外国籍選手が本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、または本協会加盟チームに所属する外国籍選手が、他の本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、当該選手はその登録区分にかかわらず、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならない。

- (1) 最後に所属していた外国のチームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書
- (2) 入国および滞在を証明する入国査証等の写し